

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

※赤字下線部分が今回改正箇所

(新)	(旧)
<p>第1章 略</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者<u>等</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者<u>等</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者<u>等</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>第11条から第23条まで 略</p> <p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第24条の2から第29条まで 略</p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者<u>側</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者<u>に</u>不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者<u>に</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>第11条から第23条まで 略</p> <p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p><u>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第24条の2から第29条まで 略</p>

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年12月20日岐阜県条例第41号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第31条から第7章まで 略

第8章 消費税等調査

第108条 略

(調査)

第109条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

一から十六まで 略

十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書

十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書

十九 その他の資料

第110条から第13章まで 略

第14章 地盤変動影響調査等

第1節から第2節まで 略

第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第154条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、岐阜県個人情報保護条例（平成10年7月1日条例第21号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要\_\_\_\_\_な措置を講じなければならない。

第31条から第7章まで 略

第8章 消費税等調査

第108条 略

(調査)

第109条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

一から十六まで 略

(新設)

(新設)

十七 その他の資料

第110条から第13章まで 略

第14章 地盤変動影響調査等

第1節から第2節まで 略

第3節 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第154条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変

等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第155条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から、当該事業の計画概要、被害発生 の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第156条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

一～三 略

（権利者に対する説明）

第157条 権利者に対する説明は、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。

二 略

2 略

（記録簿の作成）

第158条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第15号）に記載するものとする。

第159条から様式第12号の2まで 略

動により生じた建物等の損害等に係る \_\_\_\_\_ 費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第155条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生 の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、 \_\_\_\_\_ 費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受け \_\_\_\_\_ るものとする。

2 受注者は、現地踏査 \_\_\_\_\_ 後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第156条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、 \_\_\_\_\_ 次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

一～三 略

（権利者に対する説明）

第157条 権利者に対する説明は、 \_\_\_\_\_ 次の各号により行うものとする。

一 \_\_\_\_\_ 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。

二 略

2 略

（記録簿の作成）

第158条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第15号）に記載するものとする。

第159条から様式第12号の2まで 略

消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
		都道府県	郡市	区	町村大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分			
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産			
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書（特定期間用） <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額の補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

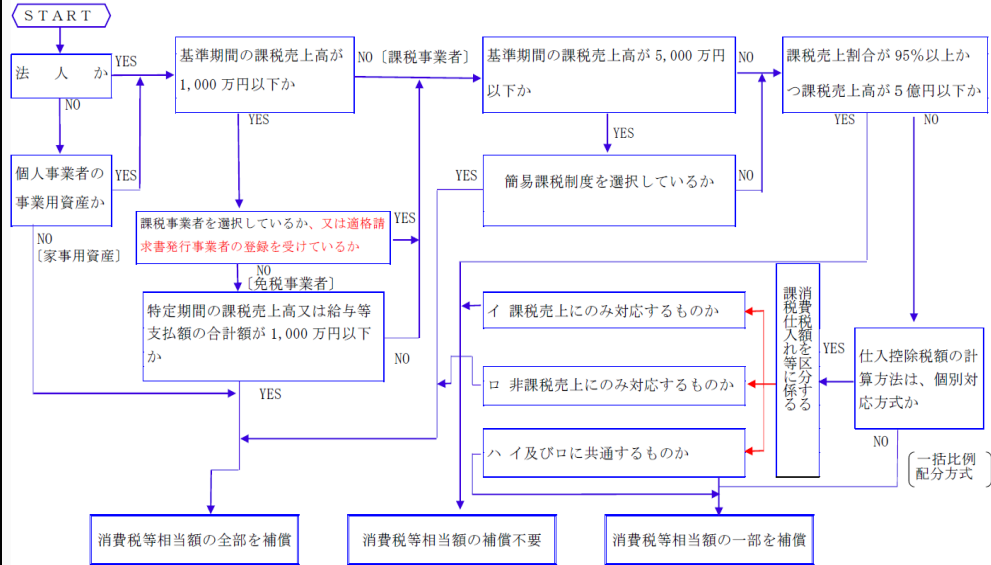
消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
		都道府県	郡市	区	町村大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分			
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産			
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書（特定期間用） <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>(新設)</u> <input type="checkbox"/> <u>(新設)</u> <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額の補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

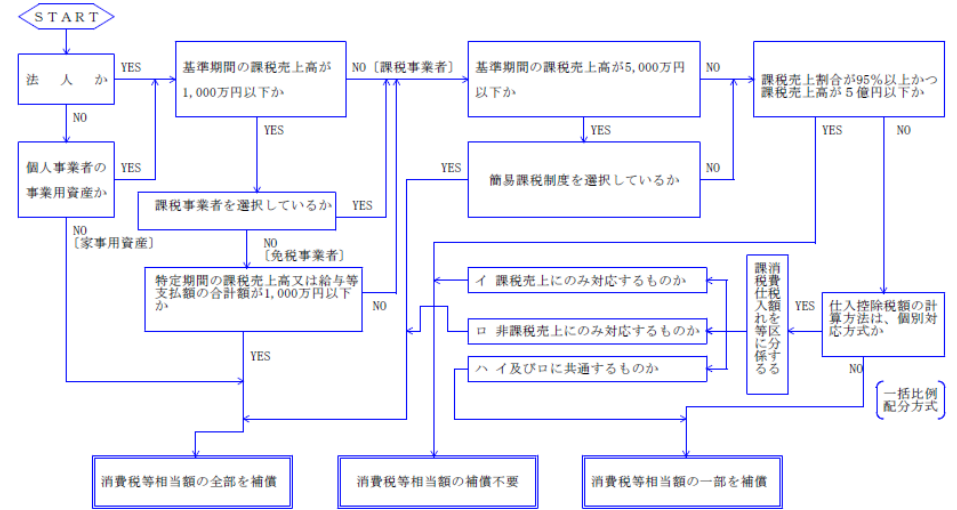
消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

様式第14号の1から末尾まで 略

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

様式第14号の1から末尾まで 略